

Web 資料Ⅲ－㉔ 安全衛生教育に関する裁判例

東海村臨海事故事件・水戸地判平成 15 年 3 月 3 日

「（略）被告人会社 A においては、判示「事故に至る経緯」及び前項において述べたように、安全管理者らから作業員らに対し保安上必要な指示・監督がなされることはほとんどなく、また、臨界等に関する全体的な教育訓練はほとんど実施されていなかった上、各現場における実地教育においても系統立てた臨界教育はなされておらず、さらに、個々の作業員の能力や知識について検証する手だても講じられていなかった。本件労働安全衛生法違反の事実は、このような被告人会社 A における長年にわたる安全軽視の姿勢の現れといえ、その犯情は極めて悪い。

さらに、この臨界教育軽視の風潮が、臨界に対する意識を低下させ、東海事業所においては臨界は発生しないとの「神話」を作り上げ、最終的には末端の作業員から幹部に至るまで、臨界事故発生の危険性についてほとんど意識しないまま日常の職務に当たるような状態になり、本件臨界事故を招来するに至ったというのであるから、被告人会社 A の労働安全衛生法違反の責任も重大というほかない。」

「（略）以上のとおり、被告人会社 A の犯した原子炉等規制法違反及び労働安全衛生法違反の各事実は、単なる一時的なものではなく、長年にわたり被告人会社 A 全体を支配してきた安全軽視の姿勢の現れというべきであり、核燃料加工事業者としての緊張感を欠いたその姿勢は厳しく責められなければならない。

これらの事情にかんがみれば、被告人会社 A において、起訴に係る事実関係を争わず、その代表者が本件臨界事故を発生させたことについて陳謝していること、被告人会社 A が本件臨界事故を発生させたことにより核燃料物質の加工事業許可の取消処分を受けていること、前記のように本件臨界事故により死亡した被害者両名の遺族に対し慰謝の措置に努め、同人らとの間で示談が成立していること、風評被害等による損失についてもできるだけ補償すべく努力していること等の被告人会社 A に有利な事情を最大限に考慮しても、なお、被告人会社 A に対しては、およそ法が許すところの最高の刑罰をもって臨むほかない。」